

## ■相楽消費生活センターのご案内■

多様化する悪質商法による被害、訪問販売・通信販売などにおける事業者とのトラブルや産地偽装、虚偽の報告などの消費生活に関する諸問題に対応するため、相楽郡広域事務組合では、相楽地域の市町村（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村）と共同で、相楽会館内に「相楽消費生活センター」を開設しています。

消費生活センターでは、消費生活相談員を配置し、消費生活に関する相談（多重債務相談を含む）を受け付け、自主交渉の助言やあっせん、情報提供などを行っています。

### ◆丁寧に相談に応じます

#### ▼自主交渉の助言

「訪問販売で買ったものを解約したいのですが……」

クーリング・オフの方法など、ご自分で解決できる方法を助言します。

#### ▼苦情処理のあっせん

「契約してから時間が経ちましたが、やはり解約したい……」

契約に問題があったとき、必要に応じて事業者との間であっせんなどをします。

#### ▼トラブル予防の情報提供

「変なメールが届いたんですが……」

消費者からの問い合わせに対し、情報提供をします。

※弁護士や司法書士等の専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介します。

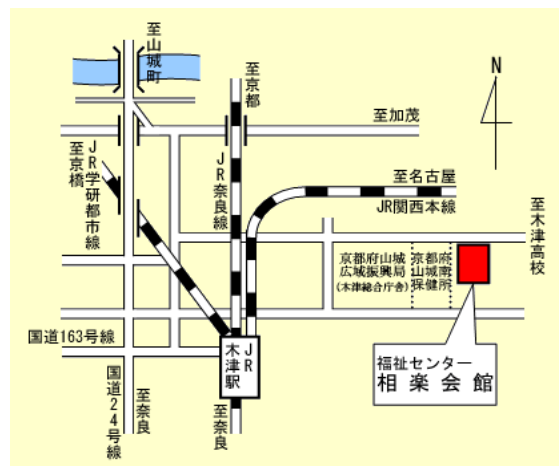
と き	毎週月～金曜日（ただし、祝・休日、年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後4時
ところ	相楽会館1階（木津川市木津上戸15） 京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東出口から徒歩約5分）
対象者	相楽地域（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村）に在住又は在学・在勤の方（相楽地域以外にお住いの方は、お住いの市町村にお尋ねください。）
相談料	無料

### 相談専用ダイヤル

電話：0774-72-9955

相楽消費生活センター（相楽会館内）

〒619-0214 京都府木津川市木津上戸15



### ◆身近な味方です

日常生活のなかで、どんなに気をつけていても、ある日突然、消費トラブルに巻き込まれることがあります。

そんなとき、「こんなことを聞いても……」や「仕方ないわ……」などと、一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

### ◆土曜・日曜・祝日の消費生活相談

「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番を ご利用ください（電話のみ）

### 消費者ホットライン

平成27年7月1日から「消費者ホットライン」は、3ケタの「188」番になりました。

この消費者ホットラインは、消費生活相談窓口や連絡先を御存知でない消費者に、お近くの消費生活センター窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

消費者ホットラインをご利用いただきますと、お住まいの郵便番号を入力していただくことにより、お住まいの市町村の消費生活センター窓口をご案内いたします。郵便番号がわからなかったり、電話を掛けていただいている曜日・時間帯によっては、都道府県の窓口につながることもあります。

### 【お問い合わせ】

市 町 村 名	担 当 課	電 話 番 号
相 楽 広 域 行 政 組 合	事 務 局	(0774)72-0421
木 津 川 市	観 光 商 工 課	(0774)75-1216
笠 置 町	商 工 観 光 課	(0743)95-2301
和 東 町	農 村 振 興 課	(0774)78-3008
精 華 町	商 工 推 進 室	(0774)34-0234
南 山 城 村	産 業 観 光 課	(0743)93-0105



▲相楽会館



▲相楽消費生活センター